

『中等家事』一・二の墨塗り教科書・暫定教科書の 実情について

菅 修 一

一. 本稿の目的

筆者は「墨塗り教科書（昭和二十―二十一年）の実情について⁽¹⁾」において、『ウタノホン』上・『うたのほん』下・『初等科習字』三・『初等科習字』四・『中等文法』一・『中等國文』四計6点の墨塗り教科書についてどの箇所がどのように墨塗りされたのかについて既に報告した。

本稿の目的は次のとおり。

第一：昭和19年発行の国定教科書『中等家事』一・二の墨塗り教科書の実情について

第二：昭和21年4月から1年間のみ使用の暫定教科書『中等家事』一・二と昭和19年発行の『中等家事』一・二、墨塗り教科書とを比較し、その修正・改変状況について

上記2点を報告することである。

二. 高等女学校用国定教科書『中等家事』

一・『中等家事』二

『中等家事』一・『中等家事』二は高等女学校家政科家事の教科書である（写真1）。

書誌データは次のとおり。

『中等家事』一

著作兼発行者：文部省

頁数：目録4頁、本文109頁



写真1 高等女学校用国定教科書『中等家事』一・二（昭和19年発行）

段組：縦書き一段組

発行年月日：昭和19年3月2日

文部省検査済：昭和19年3月3日

翻刻発行年月日：昭和19年3月25日

発行所：中等學校教科書株式會社

『中等家事』二

著作兼発行者：文部省

頁数：目録4頁、本文121頁

段組：縦書き一段組

発行年月日：昭和19年2月25日

文部省検査済：昭和19年2月26日

翻刻発行年月日：昭和19年3月25日

発行所：中等學校教科書株式會社

1. 国定教科書

本書は、国定教科書として発行された。教科書検定制度は明治時代の森有禮文部大臣の下での明治19年制定の小学校令・中学校令で開始された⁽²⁾が、小学校については明治36年の小学校令改正で国定制度に変更された⁽³⁾。だが、中学校・高等女学校等については教科書検定制度が継続された⁽⁴⁾。それが、昭和18年1月21日公布の中等学校令第12条で教科書国定化に転換することになった⁽⁵⁾。即ち、

「第12条 中等学校ニ於テハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スル教科用図書ヲ使用スベシ但シ特別ノ必要アル場合ニ於テ文部大臣別段ノ定ヲ為シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ」

との規定に拠る。

2. 高等女学校

高等女学校の名称は既に明治24年12月14日の中学校令改正時に現れ、明治28年1月19日に高等女学校規程が定められている。その後、明治32年2月8日には高等女学校規程を改めて、高等女学校令が公布されている⁽⁶⁾。

戦時体制の中にあつて、中等学校令（昭和18年1月20日制定、昭和18年1月21日公布）が新たに定められ、高等女学校については中等学校令第2条に規定された。女子を対象とした高等普通教育をおこなう旨、規定している。

高等女学校の修業年限は4年となった（中等学校令第7条本文）。また、土地の状況によっては修業年限2年の高等女学校を認めている（中等学校令第7条但書）。さらに、修業年限3年の夜間課程もある（中等学校令第9条）。

3. 家政科家事

（1）高等女学校規程における家政科家事

文部省令である高等女学校規程⁽⁷⁾（昭和18年3月2日制定）における家政科家事の位置づけを紹介する。

高等女学校規程第2条は、高等女学校で開設される教科を定めている。本条で家政科は高等女学校の基本教科としている。また第5条にて、家政科が「家政、育児、保健、及被服」という科目から成る旨、規定している。4年制の高等女学校の場合、第一学年・第二学年の低学年では、家政・育児・保健等の家事教材を未分化的に扱い、便宜上家政科家事と称することになっている⁽⁸⁾。

高等女学校規程第1号表には4年制高等女学校の各教科・科目配当時間数が定められている。家政科家事については第一学年、第二学年毎週各2時間となっている。

なお、2年制高等女学校や3年制夜間課程の高等女学校では家政科家事の取り扱いはない。

即ち、高等女学校規程第2号表で2年制高等女学校の各教科・科目配当時間数が定められている。第一学年、第二学年ともに家政・育児・保健あわせて毎週各2時間となっている。

表1 『中等家事』一（昭和19年3月25日翻刻発行）と墨塗り箇所

『中等家事』一 目録			『中等家事』一の墨塗り箇所					
	教材名	頁	頁	行	削除内容	削除の 仕方	掲載写 真番号	
		1						
一	わが國の家と女子	(一) わが國の家の美風	1					
		(二) 家事とその手傳ひ	4					
		6						
二	祭事及び行事とその手傳ひ	(一) 國の祭、郷土の祭と家の生活	6	7	12-13	あつて、社前で軍人の出征を送るのも、凱旋を迎へるのも、また同じ心からで	墨塗り	写真2
		(二) 家の祭事とその手傳ひ	8					
三	敬老	10	10	7	戦つてゐる	墨塗り	写真3	
		15						
四	弟妹の世話	(一) 乳兒の生活とその相手	15					
		(二) 守りの注意	18					
		(三) よいしつけ	24					
		(四) 幼兒の遊ばせ方	27					
		32						
五	家の清潔と整理	(一) 掃除用具と掃除の仕方	32					
		(二) 物品の整理	37	40	12	防空	墨塗り	写真4
		(三) 家具や什器などの手入れ	41					
		50						
六	食事とその手傳ひ	(一) 食事の目的	50					
		(二) 食事の心得	52					
		(三) 食事の手傳ひ	54					
		57						
七	調理器具とその扱ひ方	(一) 庖丁とまないた（組）	57					
		(二) 鍋と釜	59					
		(三) こんろ（規爐）	61					
		(四) かまど（竈）	64					
		(五) 計器の種類	66					
		69						
八	基本調理實習	(一) 塩味の汁	73					
		(二) 醤油味の汁	75					
		(三) 味噌汁	78					
		(四) 蒸し物	80					
		(五) 蒸し煮	84					
		(六) 煮しめ	86					
		(七) 米と米飯	89					
		(八) 麥飯	94					
		(九) 食物の取合はせ	95					
		97						
九	日常の經濟	一 物の尊重	97	99	7-10	殊に今日のやうに大きな戦争をしてゐる時には、一切の物を舉げて國の用に役立てなければならぬのですから、できるだけ物を大切に扱はなければなりません。さうして、少しでも戦力を増すやうに心掛けるべきです。	墨塗り	写真5
		二 消費の節約	100	100	10	戦力にさしつかへを起させたり	墨塗り	写真6
		(三) 時間の活用	101					
十	一家團樂		104					
十一	隣り同士		107	108	8-13	隣り組の重要な任務には又、防空・防火があります。これは國民の義務として、常に最善のそなへをし、不斷の訓練をおこなつてはなりません。私どもも進んで隣り組の防空・防火群の一員となつて、その責任を果すと共に、そのほか防犯や共同炊事・共同購入など、生活のあらゆる方面に隣り組の力を活用し、物資や勞力を節約して、戦力の増強に努めなければなりません。	墨塗り	写真7
				109	1	(傷夷軍人や→傷夷軍人の)に鉛筆にて変更) 出征將兵の	墨塗り	写真7

表2 『中等家事』二（昭和19年3月25日翻刻発行）と墨塗り箇所

『中等家事』二 目録			『中等家事』二の墨塗り箇所															
教材名	頁	頁	行	削除内容	削除の仕方	掲載写真番号												
一 家族の健康			1	4	國の	墨塗り →「社會の」に変更	写真8											
				6	國防に	墨塗り	写真8											
				6	國の	鉛筆にて塗りつぶし →「社會の」に変更	写真8											
				7	随つて、家族の健康は國力の基であります。	鉛筆にて抹線引き	写真8											
二 生活の様式と住居			4	7	11-13	今後、私どもが大東亞の諸地域に住むためには、その地方の特殊な氣候・風土に合ふやうに改める必要もありません。	墨塗り	写真9										
三 住居の住まひ方			10	10	12	6-11	又わが國の家は、祖先祭祀の道場でもありますから、神棚や佛壇は、朝夕の奉仕に便利な清らかな所に祭つてあります。これはわが國だけに見られるうのはしい特色です。私どもはこのやうな家で、幼い時から長幼の序、父母への孝養、敬老の精神などはいふまでもなく、起居動作まで禮儀にかなつた心得に就いて、行き届いたしつけを受け、その間に、大切な敬神崇祖の念もおのづから培はれるのです。	鉛筆にて抹線引き	写真10									
										(二) 季節と住まひ方	18	3-4	日本民族本來の優秀さが助長されて來ましたが、又	鉛筆にて抹線引き	写真11			
											21	4-5	から、今後、日本人が大東亞の諸地域に住むに當つては、それらの點を參考とする必要があります。	墨塗り	写真12			
										(三) 家屋の手入れ・保存	21							
										(四) 家の周囲とその利用	24							
										(五) 災害防止及び防空	25	1	27	2-11	防空に就いては、國民として完全な準備をしておくことはいふまでもありません。防火用水は常に満たして蓋をし、火たき・砂袋その他の防空・防火器材などは置場所をきめて、いつも點檢を怠らず、その手順や分擔を定めておいて、不時の空襲に備へなければなりません。 (一) 燈火管制の種類とその仕方とに就いて考へてごらん下さい。 (二) めいめいの家の待避所はどこにどのやうに造つてありますか。 防空・防火はどんなに用具や器材の準備が完全であつても、精神が缺けてゐては、その任務を全うすることはできません。祖先から受け継いだこの國土は、あくまでもこれを護り通すといふ固い決意で身を以つて防空・防火に當らなければなりません。	鉛筆にて抹線引き	写真14	
30	3	防空	鉛筆にて塗りつぶし	写真15														
四 住居と水			28	32	6-7	襖や社前の手水などがこれです。この傳統の精神は、永く傳へて行かなければなりません。	鉛筆にて抹線引き	写真16										
				34														
五 季節と衛生				39														
六 栄養と食物				(一)	栄養素	39												
				(二)	發育と食物	43												
				(三)	體温と食物	45												
				(四)	作業と食物	46												

七	食品の調理	(一)	調理と栄養	48					
		(二)	調理と風味	50					
八	基本調理実習			53					
		(一)	穀粉	53					
		(二)	すみとん	57					
		(三)	蒸しパン	60					
		(四)	固焼きパン	65					
		(五)	冷しうどん	67					
		(六)	いも團子 夏みかん水	70					
		(七)	塩味の御飯 酢の物	74					
		(八)	醤油味の御飯 薄くず汁	77					
		(九)	煮魚 蓮根の酢煮	80					
		(十)	蒸し焼き魚 野菜の即席漬け	86					
		(十一)	煮豆 なます	90					
		(十二)	茶飯 煮込み	94					
		(十三)	いため汁 おろしあへ	98					
	(十四)	食品の取合はせ	101						
				104					
九	燃料	(一)	燃料の種類と使ひ方	104	112	2	戦力資源	「戦力」を鉛筆にて抹線引き。右横に「生産」と記す。	写真17
					112	3	お國の	鉛筆にて塗りつぶし	写真17
					112	4	消費	「消」を鉛筆にて塗りつぶし。「券」と記す。	写真17
					112	4	避けるべきことは、いふまでもありません。	鉛筆にて抹線引き。右横に「つつしまなければなりません」と記す。	写真17
		(二)	燃料の節約	112					
		(三)	燃料の補助	113					
十	家事と能率			115	115	4	殊に今日のわが國は、大東亞戦争の完遂に全力を挙げなければならぬので、従來のやうに、家事に多くの人手を使ふことは許されません。この意味からも、家事の能率をあげることは、今日特に大切です。	墨塗り	写真18
十一	國家と家庭生活			120	120		私どもは、家事に就いていろいろと學び、實習もして來ましたが、家の日常生活に於ける家事の一つ一つが、直接國家につながつてゐることを知りました。即ち、家と國とは一體であり、國を離れて家はなく、國のために家をとゝのへるのが、わが國の家政の本義であることがわかりました。國家もこの精神に基づいて、家のために適切な方法を考へ、周到な指導と保護とを與へてゐます。わが國は氣候・風土に恵まれ、瑞穂の國の名にふさはしく、食糧は豊かですが、今、國家は總力を舉げて戦力の増強に努めなければなりませんので、食糧の自給自足をはかり、國民の家庭生活を保障するために、生活に必要な總べての物資の管理と統制とを行なつてゐるのであります。	鉛筆斜線(∨)にて抹線引き。	写真19

						<p>衣類や食糧はどのやうにして求めてみますか。</p> <p>私どもは、この國家の管理と統制との趣旨をよく體して、國家のため進んでその運営に協力しなければなりません。そのため家庭經濟を最低限度にまで切りさげ、その上一層、一家經營の能率をあげて行かなければなりません。</p> <p>殊に育児・保健といふことは、國家の將來の發展に大きな関係がありますから、國家はこれを保護するために、特別の方法を取つてゐるのです。</p> <p>育児・保健に就いて國家はどんな方法を取つてゐますか。</p> <p>今こそ私どもの家政を國に奉仕させるべき時です。私どもは、細心の注意とあらゆる努力とをして、日常家事の隅々に至るまで、家國一體の實を擧げて行かなければなりません。</p>	鉛筆斜線（/）にて抹線引き。	写真19
--	--	--	--	--	--	---	----------------	------

また、高等女学校規程第3號表では3年制夜間課程の高等女学校の各教科・科目配当時間数が定められている。家政・育児・保健あわせて、第一学年では毎週各2時間、第二学年、第三学年では毎週各3時間となっている。

(2) 高等女学校教科教授及修練指導要目の規定する家政科家事

高等女学校教科教授及修練指導要目の家政科の教授要旨は「我が國ノ家ノ本義ヲ明ニシ皇國女子ノ任務ヲ自覺セシムル…」⁽⁹⁾とあり、戦時下の当時の状況の中、超国家主義的な当時の国家観に基づいた家政科教育が行われた。

家政科家事の教育内容については、同指導要目の中で家政科（家事）として教授事項が定められた。

教科書に収録した教材については目録^(注1)を表に示した(表1、表2)。育児・掃除・調理・家庭經濟に関する事項を勿論含んでいる。加えて当時の時代状況を反映した教材を収載している。『中等家事』一では冒頭教材は「一 わが國の家と女子 (一) わが國の家の美風」で、「私どもの家では、毎朝、宮城を遙拝し神棚に拝禮をします。又、祝祭日を始め、國家的行事の日には家ごとに國旗を掲げます。これらのことは、私どもの家が、皇室を宗家と仰ぎ奉つて、皇運の扶翼にいそしむ家であることと、言ひかへれば、國と家とが一體であることを示すものであります。」(1頁)で始まっている。超国家主義的な当時の国家観が顕著な教材である。また、「九 日常の經濟 (一) 物の尊重」では、「殊に今日のやうに大きな戰爭をしてゐる時には、一切の物を擧げて國の用に役立たなければならぬの

ですから、…」(99頁)と戦争状態にあるただ中で作成された教科書であることが分かる文章が掲載されている。「防空」(108頁)「出征将兵の家族」(109頁)といった言葉が登場することも戦時下の教科書であることを如実に示している。

三. 墨塗り教科書

教科書の墨塗りされていく経過については、既に冒頭の文献の中で紹介したが、⁽¹⁾以下整理して記しておく。

1. 文部省による指示

文部省は次の二回にわたり教科書教材削除指示=いわゆる「墨塗り指示」を行った。

第一回：(昭和20年9月20日)文部次官通牒「終戦ニ伴フ教科用図書取扱方ニ関スル件」：国民学校初等科後期用国語教科書についてのみ「削除スベキ教材又ハ取扱上注意ヲ要スル教材」を示しているが、それ以外の各学校の教科科目については具体的な指示はない。削除指示された教材は軍事教材であり、一方で文部省は国体護持の立場も示している。GHQが日本にやってくる前に文部省が自ら指示した通牒である。

第二回：(昭和21年1月25日)教科書局長通牒「国民学校後期使用図書中ノ削除修正箇所ノ件」：GHQの意向を受け、国民学校後期使用国語(初等科第一学年から高等科第一学年用)及び算数(初等科第三学年から第六学年用)について具体的に削除修正箇所を示している。

中等学校教科書の墨塗りについては、昭和20年10月14日文部省国民教育局長通達「中学校高等女学校学徒勤労働員解除ニ伴フ学力補充ニ関スル件」を中村が紹介している。⁽¹⁰⁾「教科用図書教材等ニ付イテハ9月20日「終戦ニ伴フ教科用図書取扱方ニ関スル件」通牒ノ趣旨ニ依リ其ノ取扱上ニ充分注意シ苟クモ軍国主義的思想ヲ啓培スルガ如キ教材ハ一切之ヲ取扱ハザルコト。尚中等学校教科書中削除スベキ箇所ハ追テ指示相成ルベキニ付右ニ依リ適切ナル措置ヲ講ズルコト」と記されている。教科書教材中具体的な箇所についての指示はされていない。

2. 地方における独自の指示

例えば愛知県では昭和21年1月28日、愛知県内政部長名で愛知県下各中等学校・青年学校長宛てに、「中等学校青年学校各科教科書改訂並ニ教材取扱方針ニ関スル件」という通牒を⁽¹¹⁾発している。

また、中等学校の場合、教師の自由裁量の余地が大きく、教師が独自の判断で生徒に墨を塗らせながらコメントを加えてゆくということがなされたと片山が指摘⁽¹²⁾している。

3. 墨塗りの仕方

本報告での『中等家事』一・二での墨塗りは文字の上に墨塗りにして文字を読めなくする文字通りの墨塗りのほか、墨塗りにして行間に変更後の文字を書く、鉛筆により文字を塗りつぶす、鉛筆により抹線を引く（本文読み取り可能）にて行われている。なお、教科書に対しての墨塗りの仕方は他に鋏による切り取り、手による破り取り、糊づけし頁をめくれなくする、墨塗りの上にさらに紙貼り、墨や赤・青鉛筆で×印をつける（消した内容は見える）、紙貼りの上に変更後の文を書く、等、多様な仕方で⁽¹³⁾なされた。

4. 『中等家事』一の削除例^{注2)}

(1) 墨塗り教科書現物の来歴

現物の裏表紙にこの教科書を所有していた人物の所属・学年・学級・名前が記されているが、そのうち学校名と氏名の箇所も墨塗られている。但し、全て解読は可能である。学校名は「庁立小樽高女」と読み取ることができた。風間輝雄銅路工業高等専門学校名誉教授のご教示により、庁立小樽高女は現在の北海道立小樽桜陽高等学校とのことであった。次に「一ノろ」と書かれており、第一学年ろ組と読み取ることができる。なお、氏名については本稿には記さないことにした。

(2) 墨塗りされた箇所

墨塗り箇所は7箇所である（表1）（写真2－写真7）。墨塗り箇所はいずれも戦争に関わる話題が取り扱われている。家事のような家庭内の事項であっても戦

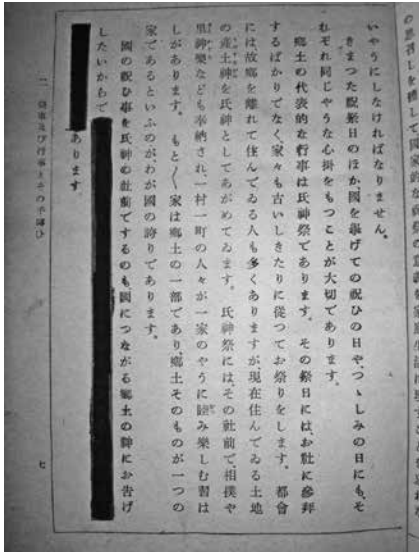


写真2 墨塗り『中等家事』一 7頁

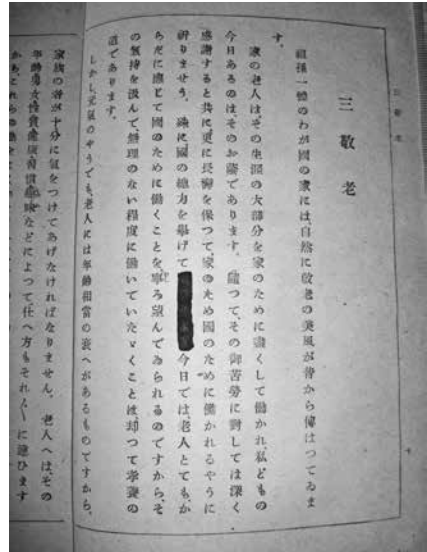


写真3 墨塗り『中等家事』一 10頁

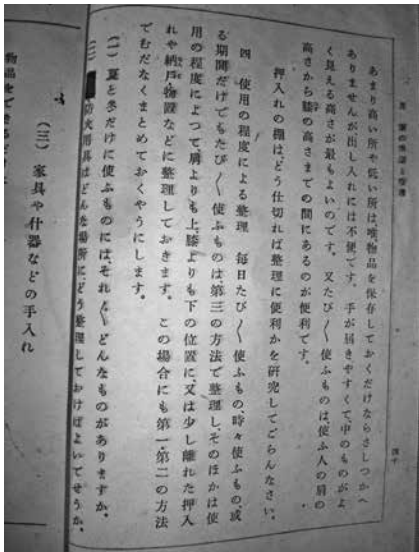


写真4 墨塗り『中等家事』一 40頁



写真5 墨塗り『中等家事』一 99頁

争を国策とする国の意図を大きく反映したものであったことが、墨塗りされているからこそ、より一層感じられる。なお、先述（二、3（2））した同書1頁の超国家主義的記述は墨塗りされていない。

「二、祭事及び行事とその手傳ひ」の箇所においても、「社前で軍人の出征を送るのも、凱旋を迎えるのも、また同じ心からで」は戦争と関わって墨塗りされたが、その他の箇所は墨塗りされていない。国体護持教材は残っている。戦時教材の削除を指示した昭和20年9月20日文部次官通牒を反映した終戦後早い時期に墨塗りされたものと推測される。

5. 『中等家事』^{注3)} 二の削除例

(1) 墨塗り教科書現物の来歴

現物の裏表紙に「三重県立津高女 第二学年に組 渡辺順子」との記名がある。三重県立津高女は三重県立津高等女学校のことであり、戦後学制改革時に津中学校と統合し、現在では三重県立津高等学校⁽¹⁴⁾となっている。

(2) 墨塗りされた箇所

削除箇所は19箇所ある（表2）。
墨塗り削除箇所5箇所（写真8、

9、12、13、18）、墨塗り字句変更箇所1箇所（写真8）、鉛筆塗りつぶし箇所2箇所（写真15、17）、鉛筆塗りつぶし字句変更箇所4箇所（写真8、17）、文章頁を鉛筆

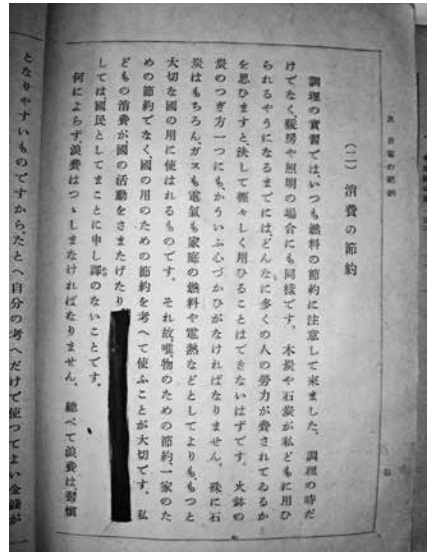


写真6 墨塗り『中等家事』一 100頁

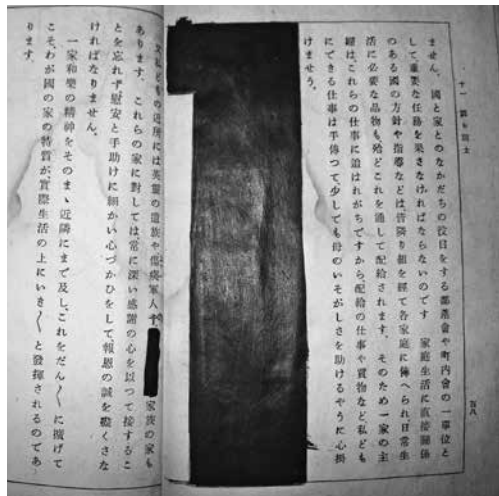


写真7 墨塗り『中等家事』一 108-109頁

で線引きして抹消した箇所が7箇所(写真8、10、11、14、15、16、17、19)あった。

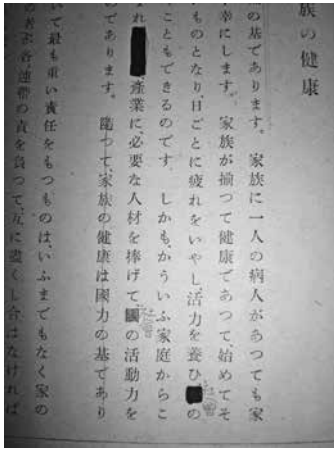


写真8 墨塗り『中等家事』二 1頁
墨塗りによるものに加え、鉛筆での線引きにより抹消している。また、墨塗り箇所に変更後の言葉を鉛筆で記している。

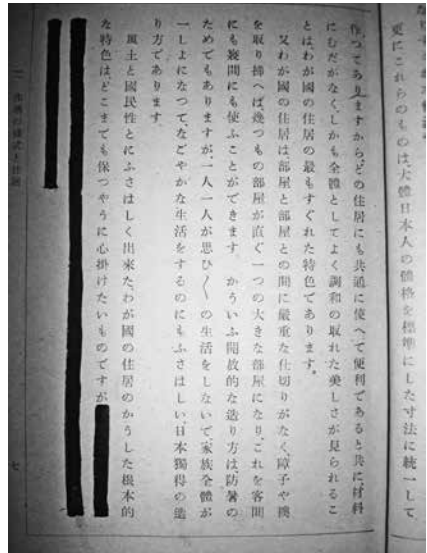


写真9 墨塗り『中等家事』二 7頁

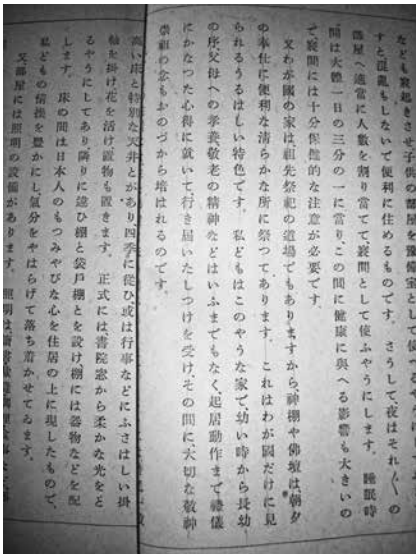


写真10 墨塗り『中等家事』二 12頁
鉛筆による線引きにより削除文を抹消

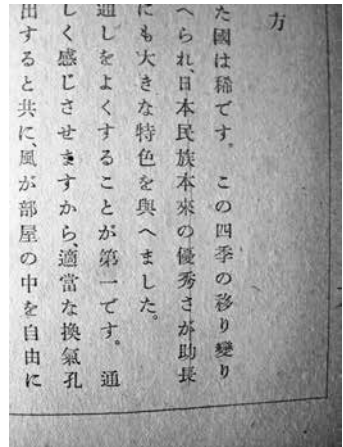


写真11 墨塗り『中等家事』二 18頁
鉛筆による線引きにより削除文を抹消

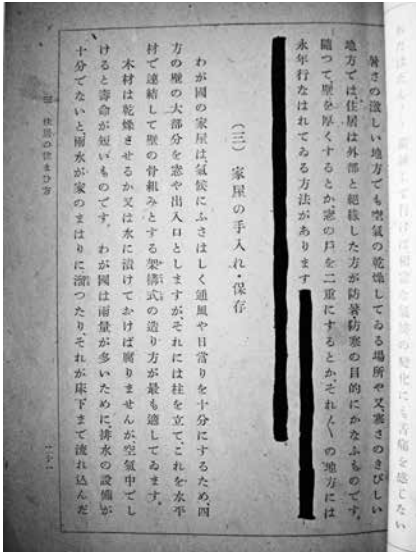


写真12 墨塗り『中等家事』二 21頁

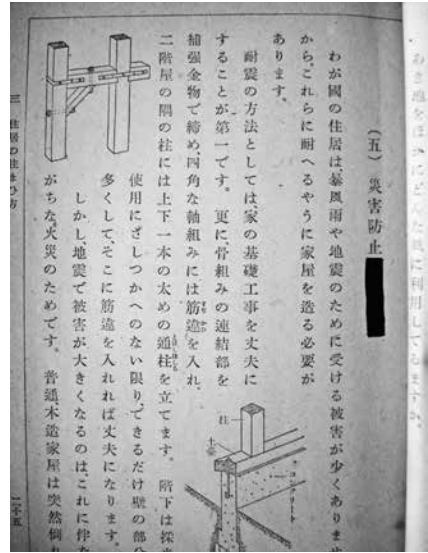


写真13 墨塗り『中等家事』二 25頁

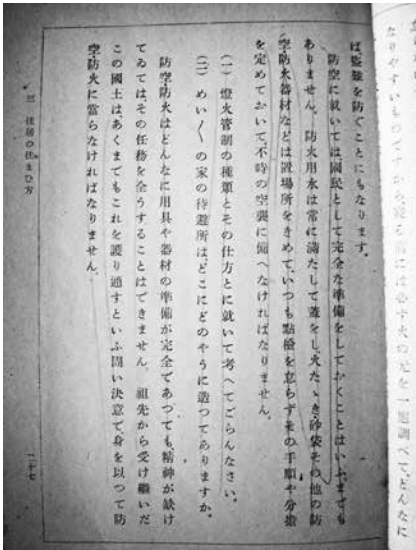


写真14 墨塗り『中等家事』二 27頁
鉛筆による線引きにより削除文を抹消

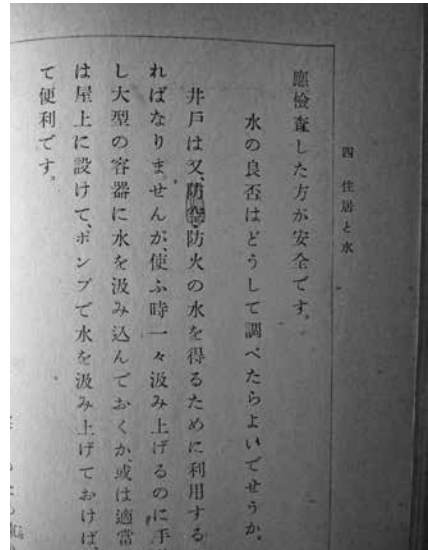


写真15 墨塗り『中等家事』二 30頁
鉛筆による塗りつぶし

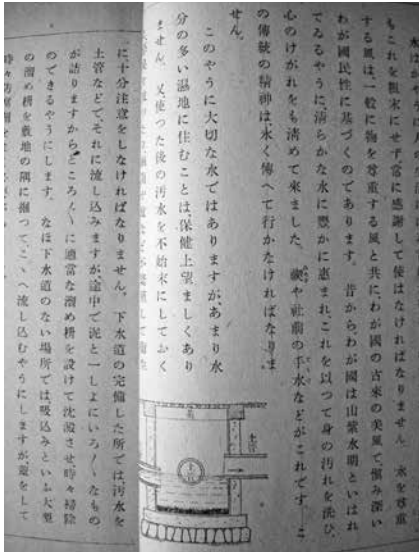


写真16 墨塗り『中等家事』二 32頁
鉛筆による線引きにより削除文を抹消

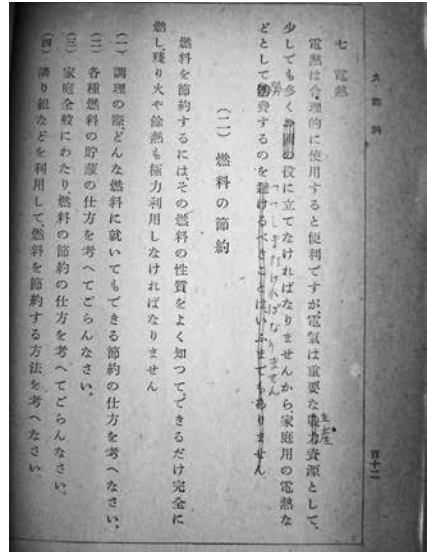


写真17 墨塗り『中等家事』二 112頁
鉛筆による線引きにより削除文を抹消。
変更後の言葉を鉛筆で記している。

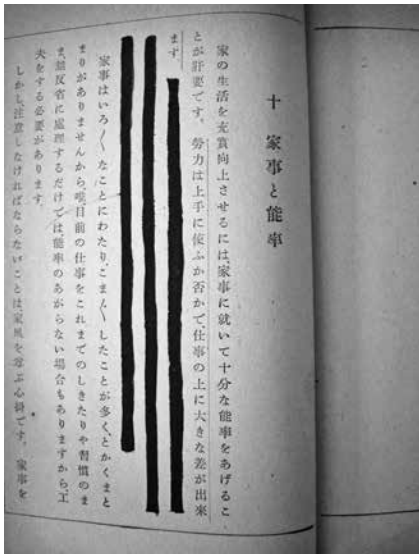


写真18 墨塗り『中等家事』二 115頁

「殊に今日のわが國は、大東亞戦争の完遂に全力を挙げなければならないので、従來のやうに、家事に多くの人手を使ふことは許されません。…」(115頁)のような戦争動員に関わる箇所が墨塗りされている。また、「今こそ私どもの家政を國に奉仕させるべき時です。私どもは、細心の注意とあらゆる努力とをして、日常家事の隅々に至るまで、家國一體の實を擧げて行かなければなりません。…」が鉛筆で線引きして抹消されている。また、「又わが國の家は、祖先祭祀の道場でもありますから、神棚や佛壇は、朝夕

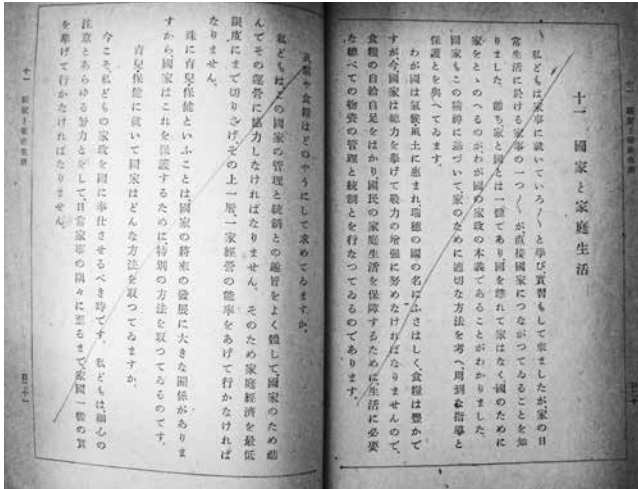


写真19 墨塗り『中等家事』二 120-121頁
鉛筆による線引きにより削除文を抹消。

21年1月25日通牒を受け、鉛筆で教材削除・改変を追加して行ったことが推測される。

の奉仕に便利な清らかな所に祭つてあります。…」等の神道に
関しての記述が鉛筆で抹線引きされて
いる。戦争教材に止まらない墨塗りは終
戦後昭和21年1月25日の教科書局長通牒
の趣旨に合致する。昭和20年9月20日通
牒の意向を受け墨塗りし、さらに、昭和

四. 暫定教科書

1. 暫定教科書とは

昭和21年度に国民学校、中等学校、師範学校、青年学校で使用された教科書である。各教科書の奥付に「APPROVED BY MINISTRY OF EDUCATION」と記されている（写真20）。連合国軍総司令部の検閲を経て刊行されていることを示している。なお、暫定教科書は「折りたたみ教科書」「仮り綴じ読本」「パンフレット教科書」「假教科書」とも呼ばれた。⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾

当時の文部省教科書局長有光次郎は次のような談話「…われわれは不満足ながらとりあえず従来



写真20 暫定教科書『中等家事』一 《後》 奥付

の教科書に終戦後の新事態に応じた修正と削除と補充とを加えたものを新しく暫定教科書として刊行する…」を新聞で述べている。暫定教科書は戦時中使われていた教科書を修正・削除・補充したものであることが分かる。なお、昭和20年12月に連合国軍総司令部が完成した教科書削除の基準は(一)超国家主義、(二)軍国主義、(三)宗教的差別という三つの基準を設定し、暫定教科書の編纂にあっても絶対に遵守すべき基準としたと中村は指摘している。⁽²⁰⁾⁽²¹⁾

2. 暫定教科書の刊行と使用

暫定教科書は分冊にて刊行されている。「第一分冊は一学期用、第二分冊は二、三学期用で、十六頁または三十二頁の折様式の質素な新体制版である。」と新聞で報じられた。⁽²²⁾ なお、実際には三分冊、四分冊に分かれている教科書もあった。⁽²³⁾ また、地域によっては遅配もあったという。

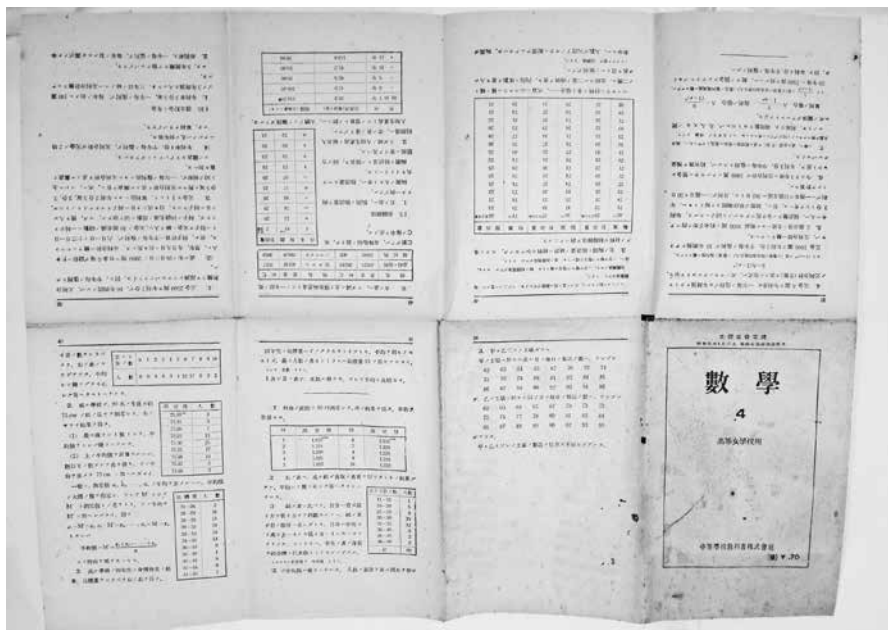


写真21 暫定教科書高等女学校用『数学』4 裁断・製本前のもの 表面
裁断前のものを目にするのは非常に珍しい。
『中等家事』のものではないが掲載する。

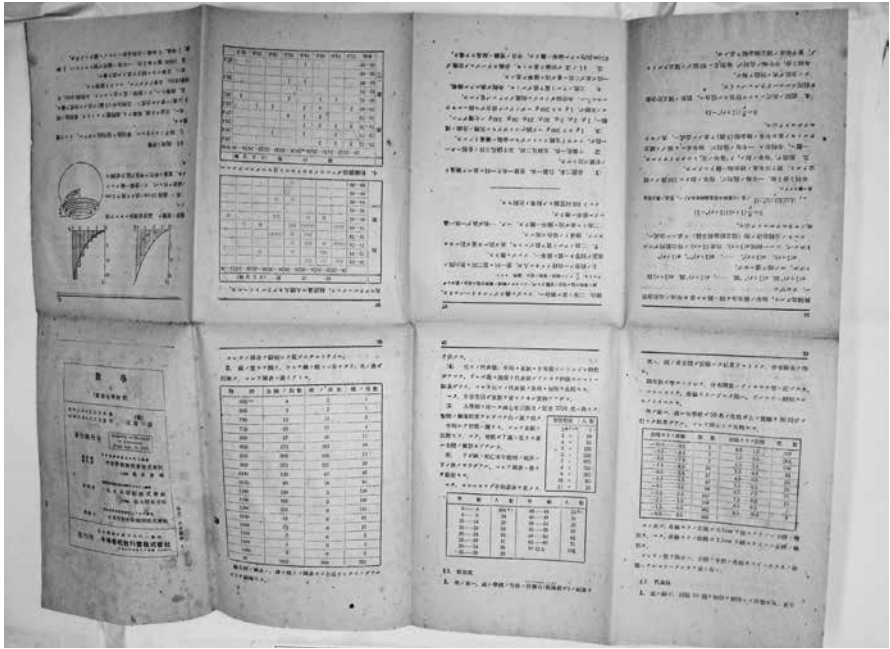


写真22 暫定教科書高等女学校用『数学』4 裁断・製本前のもの 裏面

教科書は新聞紙に使用される紙質の用紙395mm×538mmに裏表各8頁が印刷されていた(写真21、22)。それを児童・生徒が自ら、あるいは家人によって、裁断・製本して使用した。⁽²⁴⁾

風間輝雄名誉教授は昭和21年4月北海道手稲町立星置国民学校に入学された。当時の暫定教科書に関する記憶を筆者宛手紙とスケッチ図(図1)に記録されたので紹介する。

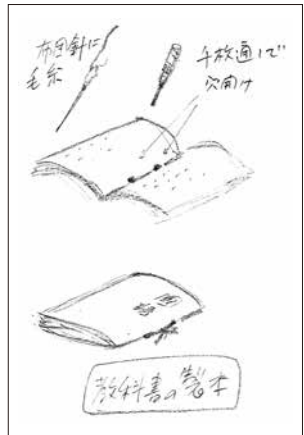


図1 暫定教科書の製本
風間輝雄釧路工業高等専門学校名誉教授作画による。

「教科書は今の新聞の様な大判の更紙に数ページ分が印刷されたものが数枚で、それを各自で裁断することになっていました。私の家では夕食後、

食事に使っていた丸座卓を作業台にして母が大判の紙を「曲がった」とか「あっ狂った」などと言いながら折り目を付け、父が野菜料理に使う薄刃庖丁を使って切り裂いていました。一科目が切り終わるとページ順を確かめ、母が千枚通しで中央部に穴を二つ開け、姉達の教科書は赤系統の糸で、私の分は黒系の糸で綴じてくれました。教科書は薄く20ページ、10ページ位だったと思います。今と違い、ステープラーが無い時代であったので糸で綴じた教科書はユルユルで、閉じてても開いてもページをめくっても紙がずれるのが不満でした。只、この様に裁断して綴じている人は少数で、ただ折り畳んでいる人や、クリップで留めている人、教科書を持っていない人もいました。」

松宮哲夫内蒙古師範大学客座教授からは大阪府立八尾中学校の友人が「学級全員に行き渡らないで、写した人もあった」、との証言をご教示いただいた。また、筆者の母・菅洋子は昭和21年4月に滋賀県立大津高等女学校に入学、「学校で新聞紙様の用紙に印刷されたものを配布され、それが教科書かと思うと、戦争に負けたらこのように成り下がるのかと感じた」、と思い出を語った。

3. 暫定教科書『中等家事』一・二

筆者が入手した暫定教科書現物は『中等家事』一（後）のみである。

本報告執筆にあたっては、大空社から刊行された文部省著家庭科教科書の第20巻に暫定教科書『中等家事』一（前）（後）及び『中等家事』二（前）（中）（後）が影印復刻されているので、この影印復刻版をもとに、昭和19年刊行の『中等家事』一・二と比較し、修正・削除・補充箇所を整理し表にした（表3、表4）。

（1）書誌データ

『中等家事』一（前）

著作兼発行者：文部省

頁数：目録1頁、本文14頁（1～14頁）

段組：縦書き二段組

Approved by Ministry of Education : Date Mar. 13, 1946

表3 中等家事一（暫定教科書）の目録：昭和19年版との改変・削除箇所

分冊	教材名		頁	昭和19年版と暫定教科書での改変・削除箇所	
前	第一	家事と女子		<p>「一 わが國の家と女子（二）家事とその手傳ひ」の文章をそのまま使用。 なお、「一 わが國の家と女子（一）わが國の家の美風」 ↓ 暫定教科書[前]削除</p> <p>「二 祭事及び行事とその手傳ひ（一）國の祭、郷土の祭と家の生活（二）家の祭事とその手傳ひ」 ↓ 暫定教科書[前]削除</p>	
	第二	敬老		<p>昭和19年版10頁7行目「殊に、<u>國の總力を擧げて戦つてゐる今日では、</u>」 ↓ 暫定教科書[前] 1 頁下段15行目「殊に今日では」</p> <p>昭和19年版13頁7行目「<u>わが國では、國は大きな家であり、國民は一大家族であります。</u>」 ↓ 暫定教科書[前] 3 頁上段9行目「<u>國を大きな家とすれば、國民は一大家族であります。</u>」</p> <p>昭和19年版13頁7-8行目「<u>随つて、老人はこの大きな家の老人であり、國の老人であります。</u>」 ↓ 暫定教科書[前] 3 頁上段10-11行目「<u>老人はこの大きな家の老人であり、國の老人であります。</u>」</p> <p>昭和19年版13頁8-10行目「<u>私どもは、家の老人を敬ひいたはる心をそのまゝにおしひろめて、ほかの老人にも及ばさなければなりません。</u>」 ↓ 暫定教科書[前] 3 頁上段10-11行目「<u>私どもは、家の老人を敬ひいたはる心をそのまゝにおしひろめて、ほかの老人にも及し、家の内外を問はず、總べての老人に敬愛の心を以つて親切を盡くさなければなりません。</u>」</p> <p>昭和19年版13頁11行目-14頁1行目「<u>畏くも皇室におかせられては、國の元老はいふまでもなく、一般國民の高齡者まで、常にあつくおいたはりあらせられます。私どもはこのありがたい思召しを體して家の内外を問はず、總べての老人に敬愛の心を以つて親切を盡くさなければなりません。</u>」 ↓ 暫定教科書[前]削除</p>	
	第三	弟妹の世話		<p>昭和19年版15頁3行目「母は、子供を何物にも代へられない國の寶、家の寶として愛育するのです。」 ↓ 暫定教科書[前]削除</p>	
		一	乳兒の生活とその相手	3	
		二	守りの注意	5	
		三	よいしつけ	7	
		四	幼兒の遊ばせ方	8	<p>昭和19年版27頁7行目「<u>兵隊ごっこ</u>」 ↓ 暫定教科書[前] 9 頁8行目「<u>鬼ごっこ</u>」</p>
	第四	家の清潔と整理	一 掃除用具と掃除の仕方	11	<p>昭和19年版33頁 図版 ↓ 暫定教科書[前]削除 昭和19年版34頁 図版 ↓ 暫定教科書[前]削除</p>

前	第四	家の清潔と整理	一	掃除用具と掃除の仕方	11	昭和19年版37頁3-5行目「 <u>しまひ</u> 忘れると、後で捜すの に 手間取つたり、雨や霜に當つていたんだりするばかりでなく、夜などそれにつまづいてけがをすることにもあり、殊に暗夜の防空作業などには、大きなさまたげとなります。」 ↓ 暫定教科書[前]13頁9-12行目「 <u>しまひ</u> 忘れると、後で捜すの に 手間取つたり、雨や霜に當つていたんだりするばかりでなく、夜などそれにつまづいて、 <u>けが</u> をすることもあります。」
			二	物品の整理	13	昭和19年版38頁 図版 ↓ 暫定教科書[前]削除 昭和19年版40頁12行目「(二) 防空・防火用具は、どんな場所にどう整理しておけばよいでせうか。」 ↓ 暫定教科書[前]削除
			三	家具や什器などの手入れ	14	昭和19年版45頁 図版 ↓ 暫定教科書[後]削除 15 昭和19年版47頁 図版 ↓ 暫定教科書[後]削除
後	第五	食事とその手傳ひ	一	食事の目的	18	昭和19年版51頁7-10行目「食事によつて健康を保つことは、個人としても必要ですが、その結果は國の活動力に關係します。國のために一層多く働き、國の子を更に強く育てるため、殊に今日のわが國のやうに、旺盛な活動と偉大な發展とを續けて行くべき時には、食事には大切な使命があります。」 ↓ 暫定教科書[後]削除
			二	食事の心得	19	昭和19年版53頁13行目-54頁2行目「大切な食糧をできるだけ節約して、少しでもお國の役に立てるやうにしなければなりません。」 ↓ 暫定教科書[後]20頁上段12-14行目「大切な食糧をできるだけ節約して、少しでも社會の役に立てるやうにしなければなりません。」
			三	食事の手傳ひ	20	
後	第六	調理器具とその扱ひ方	一	庖丁とまないた(組)	21	昭和19年版57頁 図版 ↓ 暫定教科書[後]削除 昭和19年版58頁4-5行目「庖丁をとぐには、圖のやうに、 <u>片刃</u> のものは先づ砥石に切れ刃を當てて前後にすり、次に刃裏の方を平に當てて軽くするのです。」 ↓ 暫定教科書[後]22頁上段3-5行目「庖丁をとぐには、圖のやうに、 <u>片面</u> のものは先づ砥石に切れ刃を當てて前後にすり、次に刃裏の方を平に當ててとぐのです。」 昭和19年版58頁9-10行目「砥石にもいろいろありますが、家庭用としては中砥一種でも間に合います。」 ↓ 暫定教科書[後]22頁上段11-14行目「砥石にもいろいろありますが、家庭用には中砥一種で間に合います。」
			二	鍋と釜	22	昭和19年版59頁6行目「鍋や釜には、 <u>金屬製</u> のものと陶製のものがあります。」 ↓ 暫定教科書[後]22頁下段7行目「鍋や釜には、 <u>金屬性</u> のものと陶製のものがあります。」

後	第六	調理器具とその扱ひ方	二	鍋と釜	22	昭和19年版59頁8行目「又 <u>おきに錆びます</u> から、使つた後では、洗つてよく乾かしておきませう。」 ↓ 暫定教科書[後]22頁下段9-10行目「又 <u>直ぐに錆びます</u> から、使つた後では、洗つてよく乾かしておきませう。」
			三	こんろ（焔爐）	23	昭和19年版61頁 図版 ↓ 暫定教科書[後]削除 昭和19年版63頁 図版 ↓ 暫定教科書[後]削除
			四	かまど（竈）	24	昭和19年版64頁4-5行目「かまどには煙突の <u>あるもの</u> と <u>ないもの</u> とがあります。」 ↓ 暫定教科書[後]24頁下段15-16行目「かまどには煙突の <u>有るもの</u> と <u>無いもの</u> とがあります。」 昭和19年版64頁6行目-65頁1行目「焔は、その先の部分が最も温度が高いから、煙突の <u>ないもの</u> では、燃料を奥の方で <u>燃</u> し、煙突の <u>あるもの</u> では、なるべく手前の方で <u>燃</u> すやうにします。」 ↓ 暫定教科書[後]25頁上段1-3行目「焔は、その部分が最も温度が高いから、煙突の <u>無いもの</u> では、燃料を奥の方で <u>燃</u> やし、煙突の <u>有るもの</u> では、なるべく手前の方で <u>燃</u> やすやうにします。」
			五	計器の種類	25	
			第七	基本調理實習		
	一	塩味の汁			30	昭和19年版73頁2行目「私どもは、毎日御飯にはおかずを <u>そ</u> へていたゞいてゐます。」 ↓ 暫定教科書[後]30頁上段2-3行目「私どもは、毎日御飯にはおかずを <u>添</u> えていたゞいてゐます。」 昭和19年版75頁4行目「塩味は中身にする材料によつて加減しな <u>け</u> ればなりません。」 ↓ 暫定教科書[後]30頁下段17行目「塩味は中味にする材料によつて加減し <u>ま</u> す。」
	二	醤油味の汁			30	昭和19年版75頁6-8行目「これは、醤油には塩分のほかにアミノ酸といふ成分があつて、から味と共 <u>にう</u> ま味をもつけるからです。」 ↓ 暫定教科書[後]31頁上段1-3行目「これは、醤油には塩分のほかにアミノ酸といふ成分があつて、から味と共 <u>にう</u> まみをもつけるからです。」
	三	味噌汁			32	昭和19年版78頁6-9行目「味噌にも <u>特</u> 有な風味があり、醤油と同じやうに調味料として用ひられますが、これには塩分やアミノ酸のほかに、蛋白質が多く含まれてゐますから、大切な食品です。」 ↓ 暫定教科書[後]32頁上段9-18行目「味噌にも <u>特</u> 有な風味があり、醤油と同じやうに調味料として用ひられますが、これには塩分やアミノ酸のほかに、蛋白質が多く含まれてゐますから、大切な食品です。」

後	第七 基本調理實習	三 味噌汁	昭和19年版78頁11-13行目「大根とじやがいはもとは洗つて、いたんだ部分だけ皮を去り、大根はせん切り、じやがいは厚さ〇・五センチメートル（約二分）の半月切りにします。」 ↓ 32 暫定教科書[後]32頁下段22行目-33頁上段1行目「大根とじやがいはもとは洗つて、いたんだ部分だけ皮を去り、大根はせん切り、じやがいは厚さ〇・五センチメートル（約二分）の半月切りにします。」	
		四 蒸し物	昭和19年版80頁12行目-81頁2行目「さつまいもやじやがいなどの水分は、ちやうど蒸しあげるのに適當ですが、水分の少い食品では、蒸しあげる途中で振り水をしなければ柔らかくなりません。」 ↓ 33 暫定教科書[後]33頁上段17行目-下段2行目「さつまいもやじやがいなどの水分は、ちやうど蒸しあげるのに適當ですが、水分の少い食品では、蒸しあげる途中で振り水をしなければ柔らかくなりません。」	
		五 蒸し煮	昭和19年版86頁3-4行目「出来あがつた兩方のはうれんそうを軽くしぼり、三センチメートル（約一寸）ぐらゐの長さに切り、醤油で味をつけます。」 ↓ 35 暫定教科書[後]36頁上段15-17行目「出来上つた兩方のはうれんそうを軽くしぼり、三センチメートル（約一寸）ぐらゐの長さに切り、醤油で味をつけます。」	
		六 煮しめ	36	
		七 米と米飯	37	
		八 麥飯	40	
		九 食物の取合はせ	40	
		第八 日常の經濟	一 物の尊重	昭和19年版98頁11-12行目「これからの私どもは、物事を總べて國家本位に考へて行くやうにしなければなりません。」 ↓ 暫定教科書[後]42頁 この文章 削除 昭和19年版99頁7-9行目「殊に今日のやうに大きな戦争をしてゐる時には、一切の物を擧げて國の用に役立てなければならぬのですから、できるだけ物を大切に扱はなければなりません。」 ↓ 41 暫定教科書[後]42頁下段3-5行目「殊に今日では、できるだけ物を大切に扱はなければなりません。」 昭和19年版98頁11-12行目「さうして、少しでも戦力を増すやうに心掛けるべきです。それが、又、家の經濟に關係し、ひいては國の經濟に影響するのですから、どんなさゝやかな物でもこれを尊重することは國民としての當然の義務であり、私どもにとつて、最も手近な御奉公でもあります。」 ↓ 暫定教科書[後]42頁 この文章 削除
			二 消費の節約	昭和19年版100頁6-11行目「殊に石炭はもちろん、ガスも電氣も家庭の燃料や電熱などとしてよりも、もつと大切な國の用に使はれるものです。それ故、唯、物のための節約、一家のための節約でなく、國の用のための節約を考へて使ふことが大切です。私どもの消費が、國の活動をさまたげたり、戦力にさしつかへを起こさせたりしては、國民としてまことに申し譯のないことです。」 ↓ 42 暫定教科書[後]42頁 この文章 削除 昭和19年版101頁3-5行目「私どもの家では、今できるだけ一家の經濟をきりつめて、貯金をしたり債券などを求めて、少しでも多く國の費用に役立てるやうに努めてゐます。私どももそれにそむいてはなりません。」 ↓ 暫定教科書[後]42頁 この文章 削除

後	第八十	日常の経済 一家團樂	三 時間の活用	43 昭和19年版104頁4-6行目「このために一日の勞も忘れ、疲れも回復されて、日々に新しい豊かな生活力が培われて國力の基ともなるのであります。」 ↓ 暫定教科書[後]44頁上段11-13行「このために一日の勞も忘れ、疲れも回復されて、日々に新しい豊かな生活力が培われるのであります。」 昭和19年版105頁3-5行目「随つて、家といふものが、どんなに私どもの心に慰安と満足とを與へ、 <u>國民性の圓滿な發達に大きな力となつてゐるかがわかるでせう。</u> 」 ↓ 暫定教科書[後]44頁下段6-8行「随つて、家といふものが、どんなに私どもの心に慰安と満足とを與へ、 <u>性格の圓滿な發達に大きな力となつてゐるかがわかるでせう。</u> 」 昭和19年版105頁13行目-106頁1行目「母の手傳ひや弟妹の世話などは、 <u>父母二孝二兄弟二友二の實踐であります。</u> 」 ↓ 暫定教科書[後]45頁上段1-2行「母の手傳ひや弟妹の世話などは、 <u>孝友の實踐であります。</u> 」
	第十一	隣り同士		44 昭和19年版108頁8行目「隣り組の重要な任務には又、 <u>防空・防火</u> があります。」 ↓ 暫定教科書[後]46頁上段4-5行「隣り組の重要な任務には又、 <u>防火・防犯等</u> があります。」 昭和19年版108頁8-9行目「これは、 <u>國民の義務として、常に最善のそなへをし、不斷の訓練をおこたつてはなりません。</u> 」 ↓ 暫定教科書[後]46頁上段5-6行「 <u>これらに對しては、常に最善のそなへをし、不斷の訓練をおこたつてはなりません。</u> 」 昭和19年版108頁10-13行目「私どもも進んで <u>隣り組の防空・防火群の一員となつて、その責任を果たすと共に、そのほか防犯や共同炊事・共同購入など、生活のあらゆる方面に隣り組の力を活用し、物資や勞力を節約して、戦力の増強に努めなければなりません。</u> 」 ↓ 暫定教科書[後]46頁上段6-10行「私どもも進んで <u>隣り組の一員となつて、その責任を果たすと共に、そのほか共同炊事・共同購入など、生活のあらゆる方面に隣り組の力を活用し、物資や勞力を節約して、その利用に努めなければなりません。</u> 」 昭和19年版109頁5-7行目「 <u>一家和樂の精神をそのまゝ近隣にまで及し、これをだんだんに擴げてこそ、わが國の家の特質が、實際生活の上にいよいよ發揮されるのであります。</u> 」 ↓ 暫定教科書[後]46頁 この文 削除

表4 中等家事二（暫定教科書）の目録：昭和19年版との改変・削除箇所

分冊	教材名		頁	昭和19年版と暫定教科書での改変・削除箇所
前	第一	家族の健康		<p>昭和19年版 1頁3-5行目「家族が揃って健康であつて、始めてその家庭は眞に楽しいものとなり、日ごとに疲れをいやし、活力を養ひ、<u>國のために力一ぱい働くこともできるのです。</u>」</p> <p>↓</p> <p>暫定教科書[前] 1頁上段3-6行目「家族が揃って健康であつて、始めてその家庭は眞に楽しいものとなり、日ごとに疲れをいやし、活力を養ひ、<u>明日もまた力一ぱい働くことができるのであります。</u>」</p> <p>昭和19年版 1頁5-7行目「<u>しかも、かふいふ家庭からこそ健康な國民も生まれ、國防に、産業に、必要な人材も捧げて、國の活動力を増すことができるのであります。</u>」</p> <p>↓</p> <p>暫定教科書[前] 1頁上段7-9行目「かふいふ家庭からこそ健康な國民も生まれ、<u>科學に、産業に、あらゆる方面に必要な人材もあらはれるのであります。</u>」</p> <p>昭和19年版 1頁7-8行目「随つて、家族の健康は國力の基であります。」</p> <p>↓</p> <p>暫定教科書[前]削除</p>
	第二	生活の様式と住居		<p>昭和19年版 7頁10-13行目「風土と國民性とにふさはしく出來た、わが國の住居のかうした根本的な特色は、どこまでも保つやうに心掛けたいものですが、<u>今後、私どもが大東亞の諸地域に住むためには、その地方の特殊な氣候・風土に合ふやうに改める必要もありませう。</u>」</p> <p>↓</p> <p>暫定教科書[前] 4頁3-5行目「風土と國民性とにふさはしく出來た、わが國の住居のかうした根本的な特色は、どこまでも保つやうに心掛けたいものです。」</p>
	第三	住居の住まひ方	一	<p>部屋の使ひ方</p> <p>昭和19年版12頁7-12行目「又、わが國の家は、祖先祭祀の道場でもありますから、神棚や佛壇は、朝夕の奉仕に便利な清らかな所に祭つてあります。これはわが國だけに見られるうほしい特色です。私どもはこのやうな家で、幼い時から長幼の序、父母への孝養、敬老の精神などはいふまでもなく、起居動作まで禮儀にかなつた心得に就いて、行き届いたしつけを受け、その間に、大切な敬神崇祖の念もおのづから培はれるのです。」</p> <p>↓</p> <p>暫定教科書[前]削除</p>
			二	<p>季節と住まひ方</p> <p>昭和19年版18頁2-4行目「この四季の移り變りの適當な刺戟によつて心身共に鍛へられ、<u>日本民族本來の優秀さが助長されて來ましたが、又わが國の住居にも大きな特色を與へました。</u>」</p> <p>↓</p> <p>暫定教科書[前]上段 8頁17行目-9頁上段 3行目「この四季の移り變りの適當な刺戟によつて心身共に鍛へられ、<u>民族性が助長されて來ましたが、又わが國の住居にも大きな特色を與へました。</u>」</p> <p>昭和19年版24頁2-6行目「しかし、これを住居のどの部屋にも十分にとり入れるやうにするのはむづかしいことですから、例えば、<u>簀の子床を縁側から一段下げて張り出し、こゝで日光浴をしたり、ふとんを干したり、或はこれを夏の楽しい夕涼みに利用したりする</u>などといふやうに、保健のため種々の工夫をしたいものです。」</p> <p>↓</p> <p>暫定教科書[前]11頁下段9-15行目「しかし、これを住居のどの部屋にも十分にとり入れるやうにするのはむづかしいことですから、例えば、<u>簀の床を縁側から一段下げて張り出し、こゝで日光浴をしたり、ふとんを干したり、或はこれを夏の楽しい夕涼みに利用したりする</u>などといふやうに、保健のため種々の工夫をしたいものです。」</p>
				1
				2

前	第三	住居の住まひ方	三	家屋の手入れ・保存	昭和19年版22-23頁 図版 10 ↓ 暫定教科書[前]4 図中3 図削除
			四	家の周囲とその利用	11
			五	災害防止	昭和19年版25頁1行目 標題「災害防止及び防空」 ↓ 暫定教科書[前]12頁5行目 標題「災害防止」
					昭和19年版25頁6-8行目「更に、骨組みの連結部を補強金物で締め、四角な軸組みには筋違を入れ、二階屋の隅の柱には上下一本のための通柱を立てます。」 ↓ 暫定教科書[前]12頁上段10-12行目「更に、骨組みの連結部と補強金物で締め、四角な軸組みには筋違を入れ、二階屋の隅の柱には上下一本のための通柱を立てます。」
					昭和19年版27頁2-3行目「防空に就いては、國民として完全な準備をしておくことはいふまでもありません。」 ↓ 暫定教科書[前]削除
					昭和19年版27頁3-5行目「防火用水は常に満たして蓋をし、火た・き・砂袋その他の防空・防火器材などは置場所をきめて、いつも点検を怠らず、その手順や分擔を定めておいて、不時に空襲に備へなければなりません。」 ↓ 暫定教科書[前]13頁上段6-9行目「防火用水は常に満たして蓋をし、火た・き・砂袋その他の器材などは置場所をきめて、いつも点検を怠らず、その手順や分擔を定めておいて、不時に備へなければなりません。」
					昭和19年版27頁6-7行目「(一) 燈火管制の種類とその仕方とに就いて考へてごらんさい。(二) めいめいの家の待避所はどこにどのやうに造つてありますか。」 ↓ 暫定教科書[前]削除
					昭和19年版27頁8-9行目「防空・防火は、どんなに用具や器材の準備が完全であつても、精神が缺けてゐては、その任務を全うすることはできません。」 ↓ 暫定教科書[前]13頁上段10-12行目「防火は、どんなに用具や器材の準備が完全であつても、精神が缺けてゐては、その任務を全うすることはできません。」
					昭和19年版27頁9-11行目「祖先から受け継いだこの國土は、あくまでもこれを護り通すといふ固い決意で、身を以つて防空・防火に當らなければなりません。」 ↓ 暫定教科書[前]削除
第四	住居と水				昭和19年版28頁7-8行目「又、浅い湖には藻が生えてゐたり、いろいろな微生物が <u>あたり</u> して、きれいではありませんが、大きくて深い湖は清く澄んでゐます。」 ↓ 暫定教科書[前]13頁下段3-5行目「又、浅い湖には藻が生えてゐたり、いろいろな微生物が <u>居</u> たりして、きれいではありませんが、大きくて深い湖は清く澄んでゐます。」
					昭和19年版30頁11行目・31頁1行目「天水も軟水ですが、カルシウムなどの礦物質が少ないので、適當な飲料水とはいへません。」 ↓ 暫定教科書[前]14頁下段3-4行目「天水は軟水ですが、カルシウムなどの礦物質が少ないので、適當な飲料水とはいへません。」

中	(第四) (住居と水)			15	昭和19年版32頁2-7行目「水を尊重する風は、一般に物を尊重する風と共に、わが國の古來の美風で、 <u>懐み深いわが國民性に基づく</u> のであります。昔から、わが國は山紫水明といはれてゐるやうに、清らかな水に豊かに恵まれ、これを以つて身の汚れを洗ひ心のけがれをも清めて來ました。禊や社前の手水などがこれです。この傳統の精神は、永く傳へて行かなければなりません。」 ↓ 暫定教科書削除	
	第五 季節と衛生			15	昭和19年版36頁3-4行目「 <u>寒くても緊張して立ち働いてみると、寒さに負けませんが、油斷してゐる時には、<u>かぜにかゝりやすいものです。</u></u> 」 ↓ 暫定教科書[中]16頁下段10-12行目「 <u>寒くても緊張して立ち働いてみると、寒さに負けませんが、油斷してゐる時には、<u>かぜをひきやすいものです。</u></u> 」	
	第六 栄養と食物				18	
		一 栄養素			18	
		二 發育と食物			19	
		三 體温と食物			20	
	第七 食品の調理				21	
		一 調理と栄養			21	
		二 調理と風味			22	昭和19年版52頁12-13行目「 <u>なほ、食品には着色したものがあ</u> りますが、着色剤には有毒性のものもありますから、注意する必要があります。」 ↓ 暫定教科書[中]23頁下段18-19行目「 <u>食品には着色したものがあ</u> りますが、着色剤には有毒性のものもありますから、注意する必要があります。」
	後	第八 基本調理實習	一 穀粉		24	昭和19年版56頁 図版 ↓ 暫定教科書[中]削除 昭和19年版57頁 図版 ↓ 暫定教科書[中]削除
二 すいとん					26	
三 蒸しパン					27	
四 固焼きパン					28	
五 冷しうどん					30	
六 いも團子 夏みかん水					31	昭和19年版71頁 図版 ↓ 暫定教科書[後]削除 昭和19年版72頁2行目「 <u>じやがいもは生のま、おろし、粉を加へて作つても宜しい。</u> 」 ↓ 暫定教科書[後]31頁下段15-16行目「 <u>じやがいもは生のま、おろし、粉を加へて作つてもよい。</u> 」
七 塩味の御飯 酢の物				32		
八 醤油味の御飯 薄くず汁				33		
九 煮魚 蓮根の酢煮				35	昭和19年版85頁6-8行目「 <u>煮えた蓮根の中央に、<u>圖</u>のやうに切り目を入れて二つに折り、矢羽根の形(矢ばす)に作ります。</u> 」 ↓ 暫定教科書[後]38頁上段2-3行目「 <u>煮えた蓮根の中央に、<u>前の圖</u>のやうに切り目を入れて二つに折り、矢羽根の形(矢ばす)に作ります。</u> 」	

後	第八 基本調理實習	十	蒸し焼き魚 野菜の 即席漬け	38 ↓ 暫定教科書[後]38頁上段13行目「砂糖 三〇〇グラム (約八〇匁)」
		十一	煮豆 なます	39
		十二	茶飯 煮込み	41
		十三	いため汁 おろしあ へ	43
		十四	食品の取合はせ	44
	第九 燃料	一	燃料の種類と使ひ方	45 ↓ 暫定教科書[後]49頁下段6-9行目「電熱は合理的に使用すると便利ですが、電氣は重要な戦力資源として、少しでも多くお國の役に立てなければなりませんから、家庭用の電熱などとして消費するのを避けるべきことは、いふまでもありません。」
		二	燃料の節約	49 ↓ 暫定教科書[後]49頁下段11-13行目「燃料を節約するには、その燃料の性質をよく知つて、できるだけ完全に燃し、残り火や餘熱も極力利用しなければなりません。」
		三	燃料の補助	50 ↓ 暫定教科書[後]50頁下段4-6行目「ガラスの面を水平にして置いた場合と、光線の來る方向に對して直角に傾けて置いた場合とで、水の温度はどれくらゐ違ひますか。」
	第十 家事と能率			50 ↓ 暫定教科書[後]50頁下段14-51頁上段1行目「殊に現在は、從來のやうに、家事に多くの人手を使ふことは許されません。この意味からも、家事の能率をあげることは、今日特に大切です。」
				昭和19年版120-121頁 十一 國家と家庭生活 ↓ 暫定教科書[後]全て削除

文部省検査済：昭和21年3月17日

翻刻発行年月日：昭和21年3月17日

翻刻発行者：中等學校教科書株式會社

『中等家事』一（後）

著作兼発行者：文部省

頁数：目録1頁、本文32頁（15～46頁）

段組：縦書き二段組

Approved by Ministry of Education : Date Mar. 28, 1946

文部省検査済：昭和21年4月1日

翻刻発行年月日：昭和21年4月1日

発行所：中等學校教科書株式會社

『中等家事』二（前）

著作兼発行者：文部省

頁数：目録1頁、本文14頁（1～14頁）

段組：縦書き二段組

Approved by Ministry of Education : Date Mar. 13, 1946

文部省検査済：昭和21年3月17日

翻刻発行年月日：昭和21年3月17日

翻刻発行者：中等學校教科書株式會社

『中等家事』二（中）

著作兼発行者：文部省

頁数：目録1頁、本文12頁（15～26頁）

段組：縦書き二段組

Approved by Ministry of Education : Date May 17, 1946

文部省検査済：昭和21年5月21日

翻刻発行年月日：昭和21年5月21日

発行所：中等學校教科書株式會社

『中等家事』二（後）

著作兼発行者：文部省

頁数：本文27頁（27～53頁）

段組：縦書き二段組

Approved by Ministry of Education : Date May 17, 1946

文部省検査済：昭和21年5月21日

翻刻発行年月日：昭和21年5月21日

発行所：中等學校教科書株式會社

(2) 暫定教科書と昭和19年版との比較

① 暫定教科書『中等家事』一を昭和19年版と比較した。

第一：段組が一段組から二段組に変更され、文字が小さくなった。また、挿絵、図なども少なくなっている（写真23）。

第二：『中等家事』一では内容面から見ると超国家主義関連の箇所12箇所、戦争関連の箇所9箇所、宗教関連の箇所1箇所が改変または削除された。具体的にいうと「一わが國の家と女子（一）わが國の家の美風」、「二祭事及び行事（一）國の

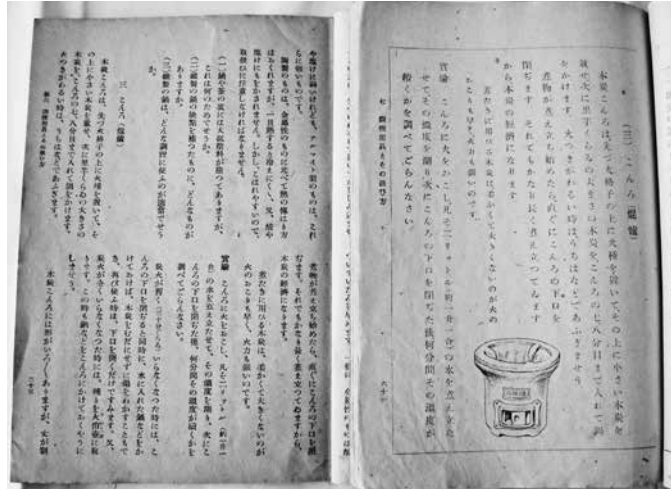


写真23 左 暫定教科書『中等家事』一《後》p.23
右 昭和19年版『中等家事』一p.61
いずれも「こんろ（焔爐）」の箇所 挿絵の有無、段組、文字の大小に注目されたい

祭、郷土の祭と家の生活」、「二祭事及び行事（二）家の祭事とその手傳ひ」は全体を削除されている。「防空・防火」という言葉は「防火・防犯等」という言葉に変更されている。

第三：超国家主義、戦争関連、宗教関連といった事項に関わらない細かな字句修正が17箇所あった。挿絵33箇所のうち9箇所が削除された。

② 『中等家事』二について、暫定教科書と昭和19年版を比較する。

第一：超国家主義関連の箇所6箇所、戦争関連の箇所9箇所、宗教関連の箇所1箇所が改変または削除された。具体的にいうと「國のために」という言葉は「明日もまた」に変更された。また、「重要な戦力資源」という言葉は「重要な資源」という言葉に変更された。

第二：「水を尊重する風は、一般に物を尊重する風と共に、わが國の古來の美風で、慎み深いわが國民性に基づくのであります。昔から、わが國は山紫水明といはれてゐるやうに、清らかな水に豊かに恵まれ、これを以つて身の汚れを洗ひ心のけがれをも清めて來ました。禊や社前の手水などがこれです。この傳統の精神は、永く傳へて行かなければなりません。」は削除された。

第三：細かな字句修正が11箇所あった。挿絵16箇所のうち6箇所が削除された。

五. 結語

本稿においては、高等女学校用国定教科書『中等家事』一・二に収録されている教材が、敗戦後に墨塗り教科書、暫定教科書という二つの形でどのように削除・改変されていったかを報告した。

第一：教科書に墨を塗ったこと

(1) 唯一絶対のものとして生徒たちに教えられた教科書が使用された時代を如何に反映しているものかが分かる。時代によっては唯一絶対とされていた価値観が墨塗りや削除・改変により完全に否定される。

(2) 教科書が、成長途上にある生徒たちの学ぶために用いられるテキストであることを考えたとき、教科書は時代の価値観をどこまで反映させるべきなのか考えさせられる事例である。

第二：墨塗り教科書と暫定教科書の比較

昭和21年度に使用された暫定教科書においては墨塗り教科書と比して、①超国家主義②軍国主義③宗教的差別の3つの観点から徹底した削除・改変が行われている。暫定教科書には「APPROVED BY MINISTRY OF EDUCATION」と記されている。これは占領軍による徹底的な検閲が行われた結果であることを示している。

第三：今後の課題

墨塗り教科書や暫定教科書は敗戦後の混乱した社会の中で用いられたもののため、今に残るものは少ない。今後も各教科にわたって墨塗り教科書・暫定教科書の収集を進め、その内容を報告し記録として残していきたい。

<付記>

本稿を作成するにあたり、松宮哲夫内蒙古師範大学客座教授にご指導いただきました。厚く御礼申し上げます。

資料収集にご協力くださり、ご証言くださった風間輝雄釧路工業高等専門学校名誉教授が2013年11月15日不慮の事故に遭われ急逝されました。ご冥福をお祈りし、本稿を先生のご霊前にお供えいたします。

<注>

注1)「目録」という用語が使用されているが実質は「目次」である。

注2) 本書は風間輝雄釧路高等工業専門学校名誉教授が札幌市内で開催された古書市で入手された。

注3) 本書は松宮哲夫内蒙古師範大学客座教授(元大阪教育大学教授)所有のもので、今回の報告にあたり借用した。

<引用文献>

- (1) 菅修一「墨塗り教科書(昭和二十―二十一年)の実情について」花園史学 33号(2012) p.52-105
- (2) 中村紀久二『教科書の社会史』岩波書店 1992 p.76
- (3) 同上 p.128
- (4) 『新・日本の教科書』教科書研究センター 2004 p.26
- (5) 近代日本教育制度史料編纂会編纂『近代日本教育制度史料』第二巻 講談社 1956 p.490-493
- (6) 文部省『学制百年史』記述編 帝国地方行政学会 1972 p.346-350
- (7) 近代日本教育制度史料編纂会編纂『近代日本教育制度史料』第三巻 講談社 1956 p.44-57
- (8) 松久義平「新制中等學校家政科の教育」日本放送協會編『文部省新制中等學校教授要目取扱解説』日本放送協會 1944 p.88
- (9) 前掲(7) p.107-109
- (10) 中村紀久二「総論・敗戦と教科書」『文部省戦後教科書解説』大空社 1984 p.29
- (11) 近藤恒次『時習館史:その教育と伝統』愛知県立時習館高等学校創立八十周年記念事業実行委員会 1979 p.908-910

- (12) 片上宗二『日本社会科成立史研究』風間書房 1993 p.152
- (13) 松宮哲夫「敗戦と墨塗り教科書」大阪教育大学附属図書館だよりOKUL 16号 1998 p.12-14
- (14) 津高校公式ホームページ 沿革 [internet] <http://www.mie-c.ed.jp/htu/> [accessed 2014-10-28]
- (15) 谷口一弘ほか「昭和21年度暫定教科書目録等一覧：国民学校用」國學院女子短期大学紀要 2号 1983 A.99-149
- (16) 岡部美香「『暫定教科書』について－“折りたたみ教科書”に見る戦後教育の幕開け－」『教科書展：暫定教科書編』京都教育大学附属図書館 2010 p.3-10
- (17) 吉田裕久『戦後初期国語教科書研究』風間書房 2001 p.255
- (18) 「マ司令部民間情報教育部教育班資料解説 教材削除の基準はどこにおくか」日本教育 6巻2号 1946 p.47-49
- (19) 有光次郎「新教科書について」朝日新聞 1946年4月8日 東京朝刊
- (20) 前掲 (10) p.20-21
- (21) 前掲 (18)
- (22) 「でき上がった教科書 折たたみ式、但しこの一年限り」朝日新聞 1946年4月7日 東京朝刊
- (23) 「暫定教科書目録」『文部省戦後教科書解説』大空社 1984 p.309-328
- (24) 前掲 (15)
- (25) 『中等家事（暫定）：一・二；家政（暫定）：全』（文部省著作家庭科教科書、第20巻）大空社 1993（注：本書は復刻版合綴本である）